

議案第66号

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年11月16日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年杉並区条例第37号）
の一部を次のように改正する。

別表の1の部中「40円」を「46円」に、「76円」を「87円」に、「2,800円」を「3,200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の1の部1の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に区長が収集及び運搬（以下「収集等」という。）の申込みを受けた場合（令和5年10月31日までに収集等をする場合を除く。）並びに施行日以後に区長が収集等の申込みを受けた場合について適用し、施行日前に区長が収集等の申込みを受けた場合（同月31日までに収集等をする場合に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 改正前の別表の1の部2の項に規定する有料ごみ処理券は、令和5年10月31日までの間は、なお使用することができる。
- 4 改正後の別表の1の部3の項の規定は、施行日前に区長が収集等の申込みを受けた場合（令和5年10月31日までに収集等をする場合を除く。）及び施行日以後に区長が収集等の申込みを受けた場合について適用し、施行日前に区長が収集等の申込みを受けた場合（同月31日までに収集等をする場合に限る。）については、なお従前の例による。

（提案理由）

廃棄物処理手数料を改定する必要がある。